

福岡県公報

令和 4 年 9 月 2 日
第 329 号

目 次

告 示 (第794号 - 第802号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 福岡県の特産工芸品の指定 (観光政策課) 3
- 福岡県の特産工芸品の指定 (観光政策課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3

公 告

- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 4
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 6
- 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) 8
- 一般競争入札の実施 (教育庁財務課) 11
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 13
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 15
- 令和 4 年度技能検定 (後期) の公示について (職業能力開発課) 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 20

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 20
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 21
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 21

告 示

福岡県告示第794号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	朝倉市杷木星丸1130番2先から朝倉市杷木星丸1153番2先まで	6.1 ～ 10.7	91.5

朝倉	県道	八香女春線	後	朝倉市杷木星丸1130番2先から 朝倉市杷木星丸1153番2先まで	7.0 ～ 14.0	91.3
			後	朝倉市杷木星丸1130番2先から 朝倉市杷木星丸1153番2先まで	6.5 ～ 13.1	91.5

福岡県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八香女春線	朝倉市杷木星丸1130番2先から 朝倉市杷木星丸1153番2先まで

福岡県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

朝倉	県道	八香女春線	前	朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで	6.2 ～ 12.7	187.0
			後	朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで	6.2 ～ 55.6	217.0
			後	朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで	6.2 ～ 23.8	187.0

福岡県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八香女春線	朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで

福岡県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	八 香 女 春 線		前	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番3先まで	6.0 ～ 8.5	83.1
			後	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番3先まで	7.3 ～ 19.7	96.1
			後	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番3先まで	10.0 ～ 14.5	83.1

福岡県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	八 香 女 春 線	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番3先まで

福岡県告示第800号

福岡県の特産工芸品を次のように指定したので告示する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

名 称	芦屋釜

伝統的な技術又は技法	<ol style="list-style-type: none"> (1) 真土（<small>まね</small> 鑄物砂）と埴汁（<small>はじり</small> 粘土水）を混ぜた土を塗り付けながら挽板を挽き、鑄型の外型を造型すること。 (2) 粘土で鑲付の原型を製作し、それから型抜きした鑄型を外型へ埋け込むこと。 (3) へら押し、または型押しにより文様を施文すること。 (4) 真土と埴汁を混ぜた土を塗り付けながら挽板を挽き、外型と組んだ時に隙間が一分（約3ミリ）以下となるよう鑄型の中子（<small>なかこ</small> 中型）を造型すること（挽き中子法）。 (5) 溶解した和銚（砂鉄を製錬してできた鉄）を鑄型に流し込むこと。 (6) 漆とベンガラを焼き付けることにより着色すること。
伝統的に使用されてきた原材料	和銚、漆、ベンガラ
製造される地域	遠賀郡芦屋町

福岡県告示第801号

福岡県の特産工芸品を次のように指定したので告示する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

名 称	小倉織
伝統的な技術又は技法	<ol style="list-style-type: none"> (1) 細い木綿糸を染料で染色すること。 (2) デザインにそって経糸を並べ、織ること。 (3) 「<small>てなげひ</small> 手投杼」を用いて緯糸を打ち込み、経糸本数の密度が緯糸より密になるように織ること。
伝統的に使用されてきた原材料	木綿糸
製造される地域	北九州市、遠賀郡遠賀町

福岡県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市須川167番先から 朝倉市須川174番8先まで

公 告**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大牟田市	令和元年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	新開町、西新町、岬町西港町一丁目・二丁目	令和4年8月19日
大任町	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字今任原の一部	令和4年8月19日
上毛町	平成27年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	大字成恒、安雲、緒方の各一部	令和4年8月19日
上毛町	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字安雲、尻高、緒方の各一部	令和4年8月19日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和4年9月2日から同年9月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
遠賀広域都市計画道路
3・4・48-9号 古屋伊左座線の変更
3・5・48-10号 大下・上前田線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
遠賀郡水巻町二西二丁目、二西三丁目、二西四丁目、二東二丁目、伊左座五丁目の各一部
遠賀郡遠賀町大字老良字村下の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
水巻町役場建設課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和4年9月2日から同年9月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
遠賀広域都市計画道路
3・5・50-6号 広渡・老良線の変更
3・4・48-9号 古屋伊左座線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
遠賀郡遠賀町大字老良字裕、字村下の各一部
遠賀郡水巻町二西二丁目、二西三丁目、二西四丁目、二東二丁目、伊左座五丁目の

各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

遠賀町役場都市計画課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス八女店

(2) 所在地 八女市大字室岡字道手43番地外9筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス吉井店

(2) 所在地 うきは市吉井町生葉字赤長732番2外5筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年8月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) ホームセンターコーナン新宮店 糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか	ホームセンターコーナン福岡新宮店 糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 安中 正弘 東京都港区港南二丁目15番3号	NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 今関 智雄 東京都港区港南二丁目15番3号
NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 今関 智雄 東京都港区港南二丁目15番3号	NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 菅沼 正明 東京都港区港南二丁目15番3号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年8月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) ツルハドラッグ筑後野町店 筑後市大字野町756番1外	ツルハドラッグ筑後野町店 筑後市大字野町756番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 今関 智雄 東京都港区港南二丁目15番3号	NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 菅沼 正明 東京都港区港南二丁目15番3号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市長津三丁目860番6の一部及び873番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市扇ヶ浦二丁目4-36

株式会社友志工業

代表取締役 安部 亮佑

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩師吉字大牟田281番1及び281番4から281番17まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松島六丁目6番33号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・セキュリティ環境拡充に関する賃貸借
- ・実習船「海友丸」第2種・第3種中間検査受検及び修繕工事

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定

の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年9月20日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

セキュリティ環境拡充に関する賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年1月31日

(4) 履行場所

入札仕様書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年10月12日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A

05	02	電気通信機器	AA・A
13	08	リース・レンタル	AA・A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和4年10月4日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者
- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県教育庁教育総務部施設課
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）
（FAX） 092-641-2934
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）
（FAX） 092-641-2934
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

令和4年9月2日（金曜日）から令和4年9月26日（月曜日）までの福岡県の休日
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日
」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する（
ただし、令和4年9月26日（月曜日）のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付す
る。）。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
 - (2) 提出期限
令和4年10月12日（水曜日）午前10時00分
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期
限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 ミーティングルーム
 - (2) 日時
令和4年10月12日（水曜日）午前10時30分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項
の規定により、直ちに、再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又
は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上

を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2 件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2 件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の 100 分の 5 に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing of network for secure environment augmentation
- (2) Time Limit of Tender :
10 : 00 A. M. on October 12, 2022
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

実習船「海友丸」第2種・第3種中間検査受検及び修繕工事

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 工期

令和4年11月16日から令和5年1月10日まで

(4) 場所

博多港から200マイル以内の工事請負業者の指定するドック

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（令和4年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウン

ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年10月20日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
06	03	船舶・その他	A A

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

(4) 過去5年以内に元請として、国、地方公共団体が管理する官公庁船及び独立行政法人船の船舶定期検査工事及び各種検査工事の実績を有し、国際航海に従事する鮪延縄漁業実習を行う船舶に対応できる技術、知識等を有すること。

また、過去1年以上、500トン以上の船舶修繕の事業を継続して行っていること。

(5) 実習船「海友丸」（698トン）が入渠可能な施設（乾ドック又は浮乾ドック）を有すること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立水産高等学校 共同運航事務局

〒811-3304 福津市津屋崎四丁目46番14号

電話番号（代表） 0940-52-0158

電話番号（直通） 0940-52-8870

FAX番号 0940-52-8880

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

- 令和4年9月5日（月曜日）から令和4年9月16日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和4年10月20日（木曜日）午後2時00分まで
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福津市津屋崎四丁目46番14号
福岡県立水産高等学校 会議室
- (2) 日時
令和4年10月21日（金曜日）午前11時00分から
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of the contract matter
Intermediate second kind inspection of the training vessel Kaiyu Maru and Maintenance and repair
- (2) Time Limit of Tender :
2 : 00 P. M. on October 20, 2022
- (3) Contact Point for the Notice
Fukuoka Prefectural Suisan High School.
46-14, 4-chome, Tsuyazaki, Fukutsu City, 811-3304, JAPAN
TEL 0940-52-8870

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

マシニングセンタ（4備出49）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。
。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)

ケ 営業概要表(様式第5号)

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)

ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年9月14日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

マシニングセンタ（4備出49）

(2) 調達物品及び数量

マシニングセンタ 一式

(3) 履行期限

令和5年3月31日（金曜日）

(4) 履行場所

福岡県立福岡高等技術専門校

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年10月11日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A
05	06	計測機器	A A
05	08	工事製造機器	A A
05	10	光学機器・D P E	A A
05	11	諸機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する同等品申請書を福岡県立福岡高等技術専門校に令和4年9月28日（水曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・同等品申請書の提出場所及び同等品申請書に関する問合せ先

福岡県立福岡高等技術専門校

〒813-0044 福岡市東区千早四丁目24-1

電話番号 092-681-0261

F A X 092-681-0263

なお、提出した同等品申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年9月2日（金曜日）から令和4年9月28日（水曜日）までの福岡県の休日
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」
という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年10月11日（火曜日）15時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

令和4年10月12日（水曜日）10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項
の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが
立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合
にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又
は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Five-axis Machining Center
- (2) Delivery period : By March 31, 2023
- (3) Delivery place : Fukuoka School of Technology, 4-24-1 Chihaya, Higashi-ku,
Fukuoka City 813-0044, Japan
Tel 092-681-0261
- (4) Time Limit for Tender : 3:00 P. M. on October,11 2022
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General
Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

令和4年度技能検定（後期）を次のように実施する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及び舞台機構調整（音響機構調整

作業)

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）及び貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）

(4) 単一等級

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
ア) 3級を受検する在校生（公共職業能力開発施設において職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者、職業訓練施設において認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、専修学校若しくは各種学校に在学する者）（ウ）に該当する者を除く。）	12,100円
イ) 2級又は3級を受検する令和4年4月1日（金曜日）時点で25歳未満の者であって、受検申請日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びウ）に該当する者を除く。）	9,200円
ウ) 3級を受検する令和4年4月1日（金曜日）時点で25歳未満であって、受検申請日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）	3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和 4 年 12 月 5 日（月曜日）から令和 5 年 2 月 12 日（日曜日）までの間に おいて、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が 指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、
検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、令和 4 年 11 月 28 日（月曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右
欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実施日	場 所
(ア) 1 級及び 2 級 機械検査、電気機器組立て、内熱機関組立て、婦人子 供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試 験 (イ) 3 級 電気機器組立て、内熱機関組立て及び配管	令和 5 年 1 月 22 日（日曜日）	福岡県職業能力開発協会が 指定する場所
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、 金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査 、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導 体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光 学機器製造、内熱機関組立て、空気圧装置組立て、油圧 装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造 、プラスチック成形及びパン製造 (イ) 1 級及び 2 級 さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・ 整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空 気調和機器施工、和裁、厨房設備施工、防水施工、カー テンウォール施工及び機械・プラント製図 (ウ) 3 級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、 機械・プラント製図及び貴金属装身具製作	令和 5 年 1 月 29 日（日曜日）	

(エ) 単一等級 バルコニー施工		
(ア) 1 級及び 2 級 舞台機構調整	令和 5 年 2 月 1 日（水曜日）	
(ア) 1 級及び 2 級 ローブ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、 空気圧装置組立て、縫製機械整備、プリプレス、菓子製 造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧 送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図 、塗装、広告美術仕上げ及び義肢・装具製作 (イ) 3 級 機械加工、機械検査、プリント配線板製造、建築大工 及び電気製図	令和 5 年 2 月 5 日（日曜日）	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、
その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号
813-0044 福岡市東区千早五丁目 3 番 1 号 福岡人材開発センター 2 階 電話
092-671-1238 番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付す
る。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手 140 円を
同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指
定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り
消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和 4 年 10 月 3 日（月曜日）から同月 14 日（金曜日
）まで（午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）受け付けるものとする。ただし、
土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定
する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和 4 年 10 月 14 日（金曜日）までの消印のあるもの
に限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、令和5年3月10日（金曜日）に、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）及び福岡県職業能力開発協会ホームページ（<https://www.fukuoka-noukai.or.jp/>）にて発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市宮田一丁目613番1、613番4及び614番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市田久二丁目5番25号

一般社団法人いちごの丘

代表理事 宮部 賢次

公安委員会

福岡県公安委員会告示第206号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年9月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和4年10月25日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第207号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年9月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年10月3日（月） 午後1時30分～午後4時30分	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
令和4年10月10日（月） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
令和4年10月20日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第208号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年9月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年11月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和4年11月17日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和4年11月24日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年11月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	各15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。